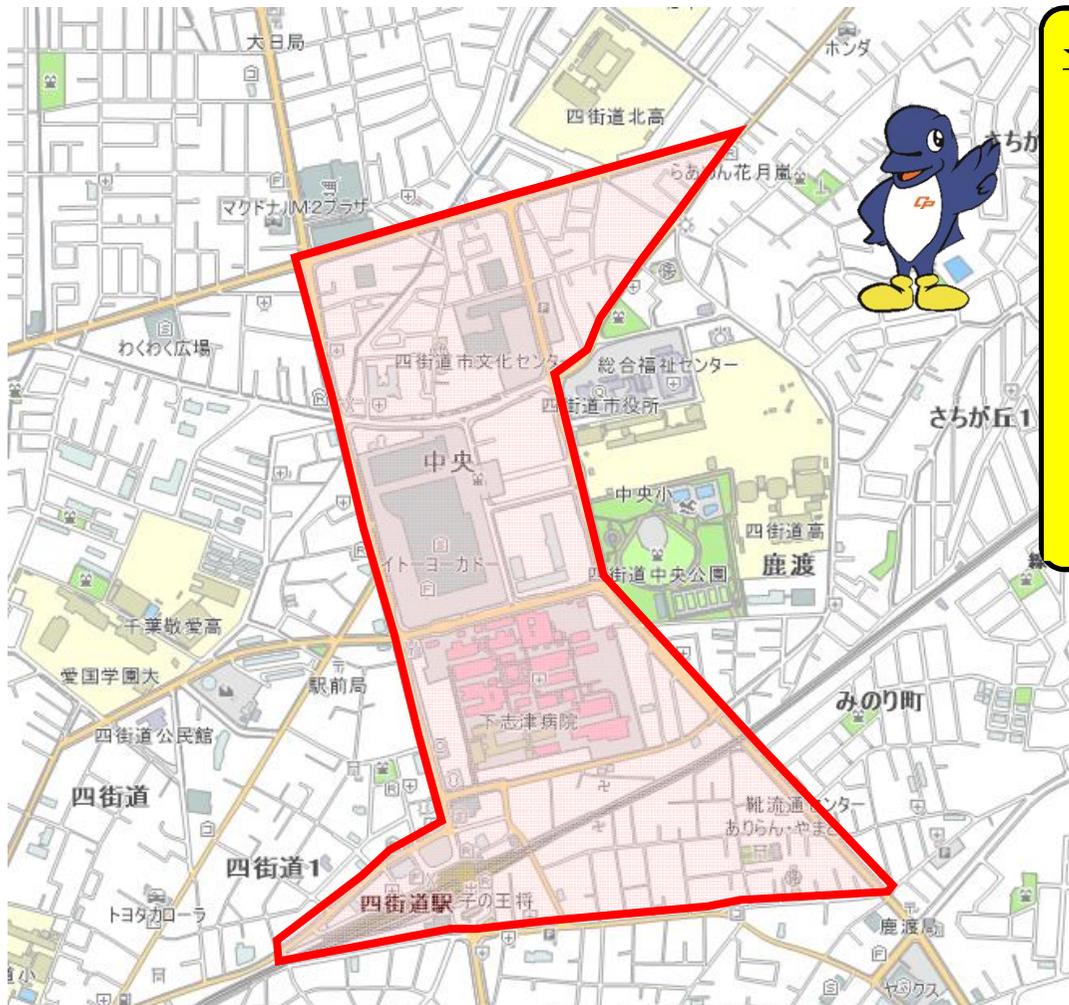


自転車指導啓発重点地区・路線（四街道警察署）



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 自転車は、車道通行が原則！

自転車は原則として車道通行です。ただし例外もあるので、歩道や路側帯を通行する時は、歩行者等の通行を妨げないようにしましょう。

2 歩道は、歩行者優先！

自転車が走行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止しましょう。

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止の標識や停止線のある場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- イヤホンで音楽などを聴きながら走る
- 信号無視
- 右側通行



警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

【重点地区】 四街道駅周辺地区

➢ 選定理由

通勤・通学・買物等の自転車利用者が多く、自転車に関する取締り要望が多く寄せられている。また、盲学校の生徒の通学路であることから、歩行者の安全を確保する必要があるため。

自転車事故発生状況（R3～R7）		
区分	四街道警察署管内	
	重点地区	重点地区以外
発生件数	202	46

(件)

重点地区



地図調整

c 株式会社パスコ
c ジオテクノロジーズ株式会社